

令和7年度 水道水の放射性物質検査結果について

胎内市では、福島県内での原子力発電施設の事故に伴い、一級河川荒川の表流水と胎内川の伏流水（地下水）を水源とする並槻浄水場等の水道水について、定期的に放射性物質の検査を行っております。

* 食品衛生法に基づく現行基準値（飲料水）

放射性セシウム 10ベクレル/kg

検査機関：（一財）下越総合健康開発センター

【測定単位について】

ベクレル(Bq)は、放射線の強さを表す単位です。

1秒間あたりに放射性物質の原子核が変化する回数(回/秒)を表しており、放射性物質に関する単位の一つです。この変化を壊変といい、放射性物質が壊変する際には放射線を出すことから、放射線を出す能力(放射能)の強さを表す単位としても使われています。

■ 令和7年6月の検査結果

検 査 年 月 日	放射性ヨウ素	放射性セシウム	備 考
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	並槻浄水場(原水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	並槻浄水場(浄水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	鼓岡浄水場(浄水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	荒井浜簡水(浄水)
			富岡水源地(浄水)(休止中)

■ 令和7年9月の検査結果

検 査 年 月 日	放射性ヨウ素	放射性セシウム	備 考
令和7年9月2日	検出されず	検出されず	並槻浄水場(原水)
令和7年9月2日	検出されず	検出されず	並槻浄水場(浄水)